

国見町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 1 6 号

国見町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

国見町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年国見町規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の表を次のように改める。

事 由	期 間
1 会計年度任用職員が出産する場合	その出産の予定日前 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）以内及び出産後 8 週間以内の期間
2 会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上である者に限る。）の配偶者が出産する場合	3 日以内の期間
3 会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上である者に限る。）の配偶者が出産する場合であってその出産の予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）前の日から出産日以後 1 年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校等就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当である場合	5 日以内の期間
4 会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上である者に限る。）が次に掲げる養育する子の看護等の事由により勤務しないことが相当である場合	1 年度において養育する子が 1 人の場合 7 日（2 人以上の場合にあっては 10 日）以内の期間

<p>ア 子、配偶者又はその他の二親等内の親族の看護（負傷し、又は疾病にかかった子、配偶者又はその他の二親等内の親族の世話をを行うことをいう。）</p> <p>イ 機能回復訓練を受けさせる際の介助</p> <p>ウ 健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の付添い</p> <p>エ 感染症にかかっている疑いがあり、若しくはかかるおそれがあるとして学校等への出席を停止され、又は感染症の予防上必要があるため在籍する学校等の全部若しくは一部の休業（一部の休業にあつては、子に係るものに限る。）が行われたことによる世話</p> <p>オ 在籍する学校等が実施する行事への参加</p>	
<p>5 次に掲げる者で（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居している者に限る。）要介護者の介護その他の世話をする会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）が、当該世話をを行う次に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子（別表第3第4号に規定する養育する子を除く。）、配偶者の父母</p> <p>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者</p>	<p>1年度において要介護者が1人の場合5日（2人以上の場合にあつては10日）以内の期間</p>
<p>6 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）が生理のため勤務に服することが困難な場合</p>	<p>その都度2日以内の期間</p>
<p>7 忌引のため勤務しないことが相当である場合</p>	<p>別表第5に掲げる日数の範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>8 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>結婚の日から1年の期間内において連続する7日以内の期間</p>
<p>9 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）の不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当である場合</p>	<p>1年度において5日（当該通院等が体外受精その他の不妊治療に係るものである場合に</p>

	あつては10日)以内の期間
10 会計年度任用職員(6か月以上の任期が定められている者又は6か月以上継続して勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。))に限る。)の夏季における家庭生活の充実等の場合	毎年6月1日から10月31日までの期間内における3日(ただし、6月2日以降に雇用された場合は2日)以内の期間
11 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
12 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
13 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により交通を制限され、又は遮断された場合	必要と認められる期間
14 地震、水害、火災その他の災害により交通を遮断された場合	必要と認められる期間
15 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合	1週間の範囲内において必要と認められる期間
16 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合	必要と認められる期間
17 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
18 負傷又は疾病のため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1年度において別表第6に掲げる日数の範囲内で必要と認められる期間

別表第4の表を次のように改める。

事 由	期 間
1 生後1年6か月に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ45分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限

	<p>る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第2号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下この号において「養子縁組里親」という。)として委託することができない者に限る。)若しくは養子縁組里親である者を含む。)が、当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(国及び他の地方公共団体のこれに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ45分から当該承認又は請求に係る回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>2 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上である者に限る。)の父母の祭日の場合</p>	<p>その都度1日以内の期間</p>
<p>3 骨髄移植若しくは末梢血幹細胞移植に係る登録又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供を行う場合</p>	<p>骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としての登録の申出又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に対する骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供に伴い必要な検査、入院等をするために必要と認められる期間</p>
<p>4 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>1年度において別表第7に掲げる日数の範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>5 会計年度任用職員(6か月以上の任期が定められている者又は6か月以上継続して勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。)に限る。)が負傷又は疾病の</p>	<p>1年度において別表第7に掲げる日数の範囲内で必要と認められる期間</p>

ため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
---	--

別表第5の次に次の2表を加える。

別表第6(第13条関係)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考

この表において、この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第7(第13条関係)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	80日	56日	40日	24日	8日

備考

この表において、この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。